

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第3号**

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略		知事の事務部局	略	
	略 理事（人事委員会の認めるものに限る。）	略		略 理事（人事委員会の認めるものに限る。） 知事公室長 会計管理者	2種
	会計管理者			略 政策調整監	3種
	略 政策調整監 知事公室長 東京事務所長 略 ミュージアム館長	略		略 東京事務所長 略 ミュージアム館長 大阪事務所長	
略 保健医療大学事務局長 大阪事務所長	略	略 保健医療大学事務局長 産業技術センター所長 農業試験場長 長尾土木事務所長 略	4種		
略 精神保健福祉センター所長 さぬき動物愛護センター所長 産業技術センター所長	略	略 精神保健福祉センター所長	5種		

	計量検定所長 略 栗林公園観光事務所長 農業試験場長 農業改良普及センター所長 略	
	略 食肉衛生検査所長	略
	大阪事務所副所長 略	
	略 食肉衛生検査所次長 さぬき動物愛護センター次長 産業技術センター発酵食品研究所長 略	略
	略	
略		
教育委員会の事務部局	副教育長 総室長	略
	略	
略		
警察の事務部局	略	
	略 統括参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 政策・国際企画官 参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略	略
	略	

別表第2（第2条関係）

	計量検定所長 略 栗林公園観光事務所長  農業改良普及センター所長 略	
	略 食肉衛生検査所長 さぬき動物愛護センター所長 大阪事務所副所長 略	6種
	略 食肉衛生検査所次長  産業技術センター発酵食品研究所長 略	7種
	略	
略		
教育委員会の事務部局	総室長 理事	2種
	略	
略		
警察の事務部局	略	
	略 統括参事官（人事委員会の認めるものに限る。）  参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 略	3種
	略	

別表第2（第2条関係）

1～3 略

4 医療職給料表(二)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	6種	67,700円
	7種	56,400円
略		

5 略

1～3 略

4 医療職給料表(二)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	6種	67,700円
略		

5 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。